



彩の国

埼玉県

彩の国さいたま人づくり広域連合

令和2年度 埼玉県新規採用職員研修（第Ⅰ部課程）

## 人権問題概論

～豊かな人権感覚と身近な人権課題～

はじめに

1 人権について

2 身近な人権課題から

(1) 女性

(2) 子ども

(3) 高齢者

(4) 障害のある人

(5) 同和問題

(6) 外国人

(7) 性的少数者

(8) 人権課題全体を見て

3 人権問題を解決するために

おわりに

「気づき」「理解」から「行動」へ

令和2年4月16日（木）

埼玉県県民生活部人権推進課

講師 新井 茂登

## はじめに

**人権の基本は『命』です**

人の「命の問題」として向き合ってください！

(東日本大震災 山田町にて)

田の浜も 山田も焦土と  
なりにけり  
凍える役場 あえぐ人々  
妹が走れぬゆえに  
弟はともに呑まれし  
ただ寄り添うて  
妻残し 逃げた従弟は  
哀れなり てんでんこでも  
ひとりの余生

「7年目のフラッシュバック」  
友人のうた

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、甚大な被害をもたらしました。令和元年12月10日時点の警察庁調べで、死者は1万5,899人、行方不明者は2,529人でした。また、復興庁は、避難所の不衛生や寒さなどが原因で、高齢者を中心に避難後に死亡する震災関連死3,739人（令和元年9月30日現在）を認定しました。そして、「東日本大震災に伴う人権問題」は、「命」と繋がる大きな人権課題の一つとなっています。

**【学校】** ひみつをまもりますので、しょうじきにこたえてください  
問い なやみや相談したいことがあったら、なんでもかいてください。

お父さんにぼう力を受けています。  
夜中に起こされたり 起きているときにけられたり  
たたかれたりされています。先生、どうにかできませんか。

千葉県野田市 小学4年 女子児童（10歳）

近年、児童・高齢者・障害者への虐待、いじめ等による自殺、女性に対する暴力、様々なハラスメントなど人権に関わる課題は、「命」の問題に繋がっています。一人ひとりの命は、かけがいのないものです。改めて、生命の尊さ・大切さを真に実感していくことが必要です。まさに、人権を大切にする第一歩は、「命の尊さ」について考えることです。人権の基本は、「命」です。

☆ 世界人権宣言 国連採択 1948年12月10日

☆ 日本国憲法 昭和22(1947)年5月3日施行

☆は基本法及び関連法等

# 1 人権について

## (1) 人権とは

### 人間として幸せに生きる権利

日本国憲法第 13 条から

#### こんなことはありませんか？

- ・みんなから仲間はずれにされていませんか？
- ・出身や社会的身分などで差別されていませんか？
- ・障害があることを理由に差別や不当な取扱いを受けていませんか？
- ・性別を理由に不当な取扱いを受けていませんか？

## (2) 埼玉県の人権施策の基本理念

埼玉県人権施策推進指針

『すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する』

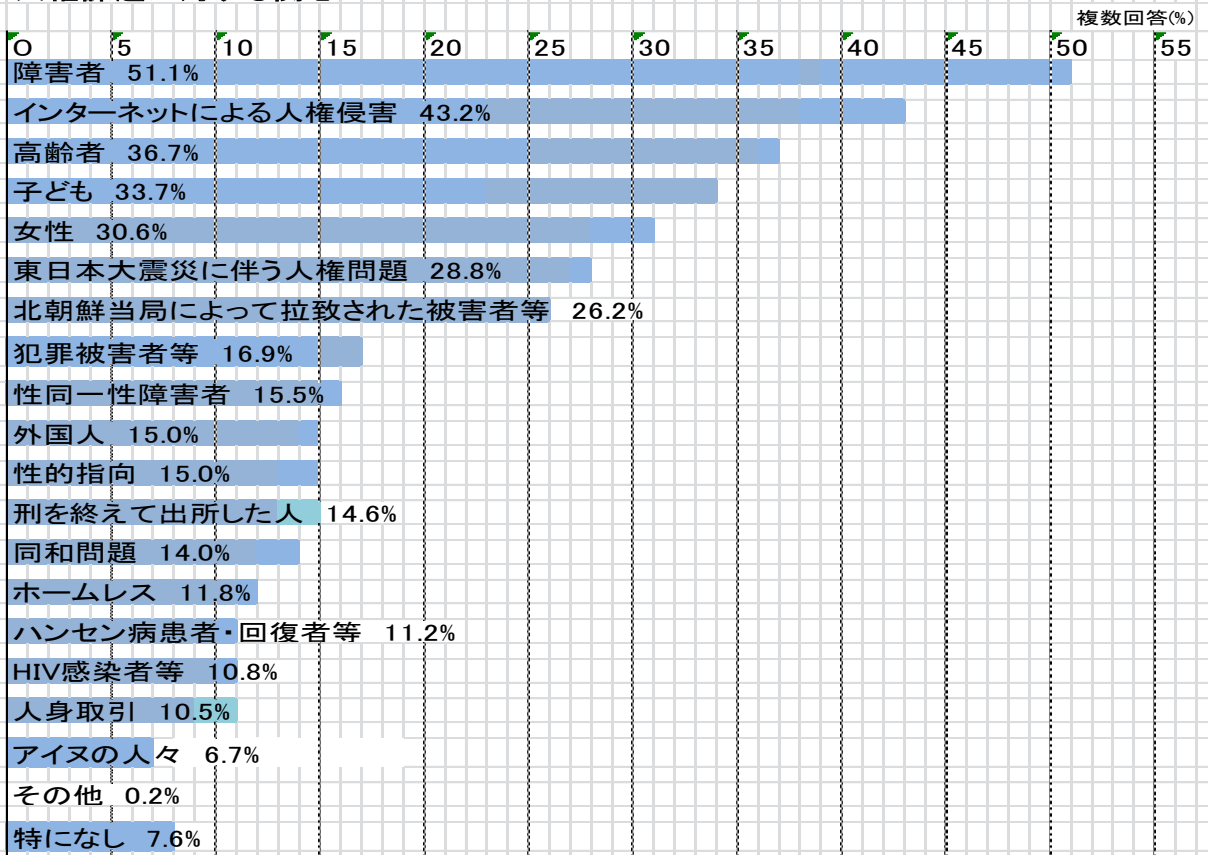
ア 一人ひとりが個人として尊重される社会

イ 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

ウ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

## (3) 関心のある人権課題

人権課題に対する関心



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

## 2 身近な人権課題から

### (1) 女性の人権

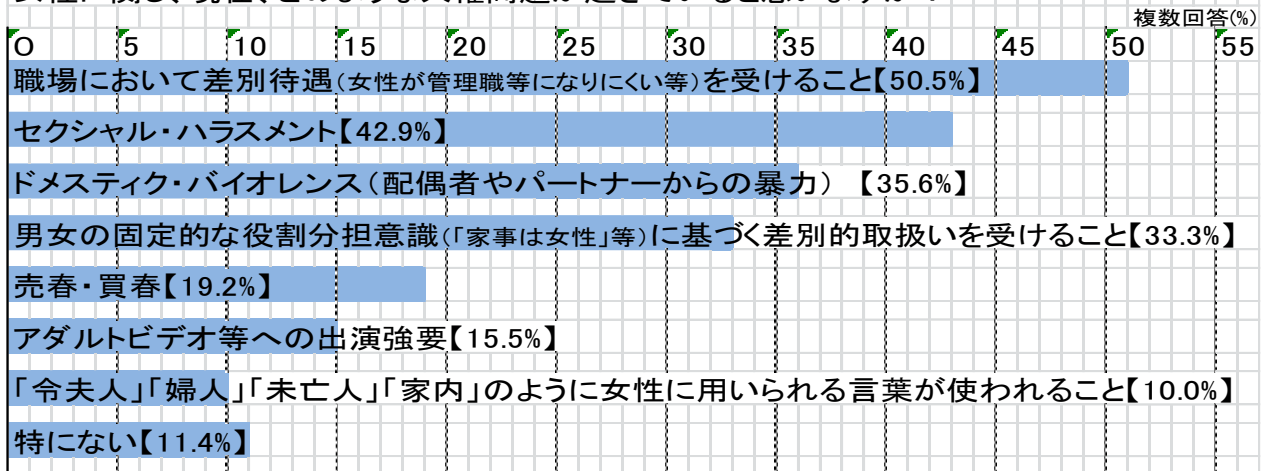
### 性別で役割を決めつけていませんか？

#### 現状と課題の解決に向けて

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに、女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられます。職場では、セクシャル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメントなどの問題もあります。

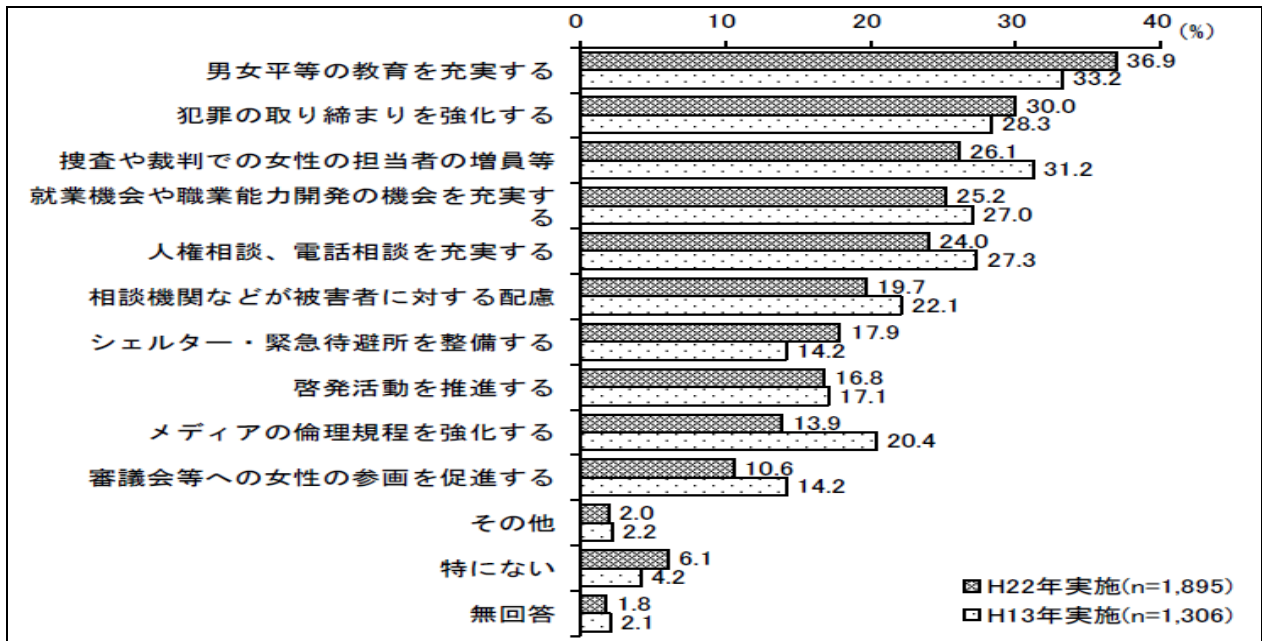
また、夫・パートナーからのDV、デートDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為など女性に対する暴力は、極めて深刻な問題となっています。さらに、女性の人権を侵害する性・暴力表現などの情報が、インターネット等を含め、メディアにおいて増加しています。

#### 女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

#### ○ 女性の人権を守るために必要なこと



【「人権に関する意識調査」報告書 平成23年 埼玉県】

☆ 男女雇用機会均等法 昭和61(1986)年施行

☆ 男女共同参画社会基本法 平成11(1999)年施行

## (2) 子どもの人権

子どもは「権利の主体」です！

### 現状と課題の解決に向けて

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもたちを巡る問題も複雑、多様化しています。こうした中、近年、全国的に児童虐待の通告件数が増加し、また、いじめや少年非行、体罰等の問題が深刻化しています。さらに、心ない大人たちによる児童買春、児童ポルノなど、子どもたちの生命や心身に大きな影響を与える事件が深刻な社会問題となっています。

### 子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



「児童虐待」については、児童虐待防止法が施行され、すべての国民に児童相談所等への通告義務が定められています。また、「いじめ」については、いじめ防止対策推進法が施行され、同法で示されたいじめの禁止や防止などを踏まえ、適切に対応する必要があります。いじめる側にいじめに対する認識、自覚が不足していることが根本の要因です。更に、「体罰」については、学校教育法（第11条）に体罰の禁止が定められ、体罰によらない指導の徹底を図る必要があります。体罰は、子どもが自分で考える機会を奪い、成長・発達と自立を阻害し、暴力の正当化に繋がります。

☆ 児童の権利に関する条約 平成元（1989）年国連採択 平成6（1994）年日本批准

国籍、人種、社会階層、男女の差、障害の有無などによって差別されないこと、国や社会が子どもに関する重要な決定をするときには、子どもの利益が尊重されること、健やかに成長するための良い環境が整えられること、自分の意見や考えをしっかりと述べるができることなどが示されています。

☆ 埼玉県虐待禁止条例（平成30年4月1日施行）

対象→児童・高齢者・障害者 内容→虐待の禁止・防止、県等の責務、啓発研修等

資料① 児童虐待の状況

県内児童相談所における虐待相談の受付状況

(件)

項目	身体的虐待	養育放棄(ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
平成21年度	1,020	816	100	729	2,665
平成22年度	1,212	970	96	1,171	3,449
平成23年度	1,329	1,176	99	1,900	4,504
平成24年度	1,364	1,167	85	2,153	4,769
平成25年度	1,506	1,370	110	2,372	5,358
平成26年度	1,705	1,533	112	3,678	7,028
平成27年度	2,039	1,771	82	4,495	8,387
平成28年度	2,515	2,348	153	6,623	11,639
平成29年度	2,685	2,582	118	8,008	13,393
平成30年度	3,350	2,795	133	9,256	15,534

児童相談所における児童虐待の相談は増加を続け、その内、「心理的虐待」は約13倍に、療育放棄(ネグレクト)は約3倍に増加しています。

【大学で虐待問題を専門とする教授から】

怒りより「悲しみ」で受け止めて！

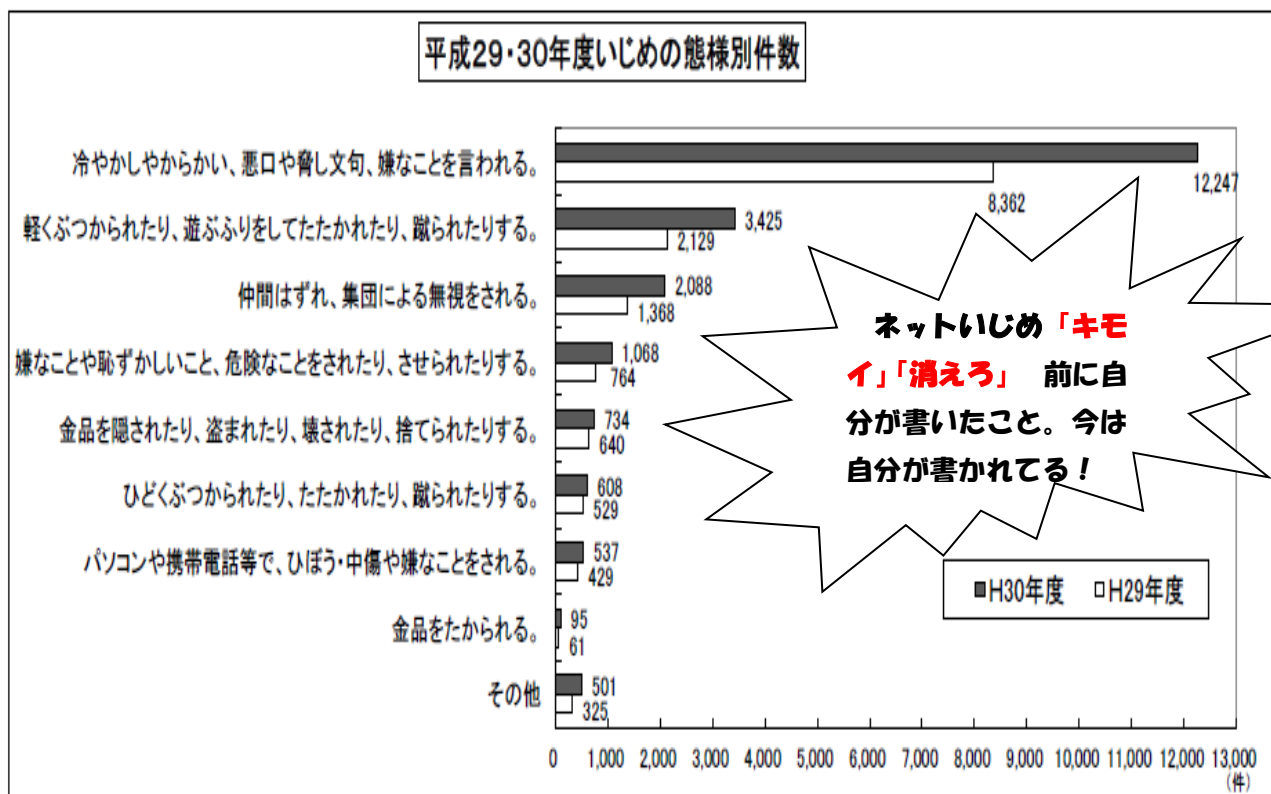
子どもたちに温かいまなざしを向けて！ 地域に多くの出会いの場を作って！

キーワード

孤立

資料② 県内の学校における「いじめの態様」(小・中・高・特の合計)

※複数回答可



### (3) 高齢者の人権

「年齢」だけにこだわっていませんか？

#### 現状と課題の解決に向けて

日本社会は、世界に類を見ない急速な高齢社会が進み、高齢者（65歳以上）人口は、平成30年10月1日現在、3,557万8千人となり、総人口に占める割合は過去最高の28.1%となっています。

人権上の課題として、高齢者虐待、振り込め詐欺、悪質な訪問販売とともに、年齢制限等による就業機会の減少、経済的な自立の難しさなどがあります。特に、高齢者虐待は、「家族」や「高齢者施設職員」からの虐待、「介護認定を受けた高齢者」や「認知症の高齢者」の被害が多いという問題があります。社会全体で介護を担う人への支援の強化が重要です。また、高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売や振り込め詐欺なども、深刻な社会問題になっています。

子:お母さん、僕も6年生になるから、そろそろ自分の部屋がほしいよ。

(お母さんは、お父さんの収入のこと。家の広さのこと。いろいろと考えました。)

そして、お母さんは、

母:「そのうち、おじいちゃんの部屋が空くよ」と言いました。

子:「そうか、おじいちゃんの部屋が空くのか、うれしいな。」

(学校から帰ってきた長男は、玄関にカバンを置き、おじいちゃんの部屋に行き)

子:「おじいちゃん、ただいま」と大きな声であいさつした。

おじいさん:「この子は偉いな。学校から帰ってくるなり、私のところに、あいさつに来るなんて。なんていい子なんだ。」

(長男は、僕の机はここに置こうかな、本箱はここにしようかな、部屋を確認に行きました。)

#### 人として尊重された生活をおくりたい！ 高齢者の知恵や経験を発揮する機会を！

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会をつくることが重要です。年齢だけを理由に社会に参加する機会を奪うことがないようにするとともに、日常生活圏域に高齢者を守る充実した「地域包括ケアシステム（住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が包括的に提供される体制）」の構築が大切になります。

☆ 高齢社会対策基本法 平成7（1995）年12月16日施行

高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかな充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であると示されています。

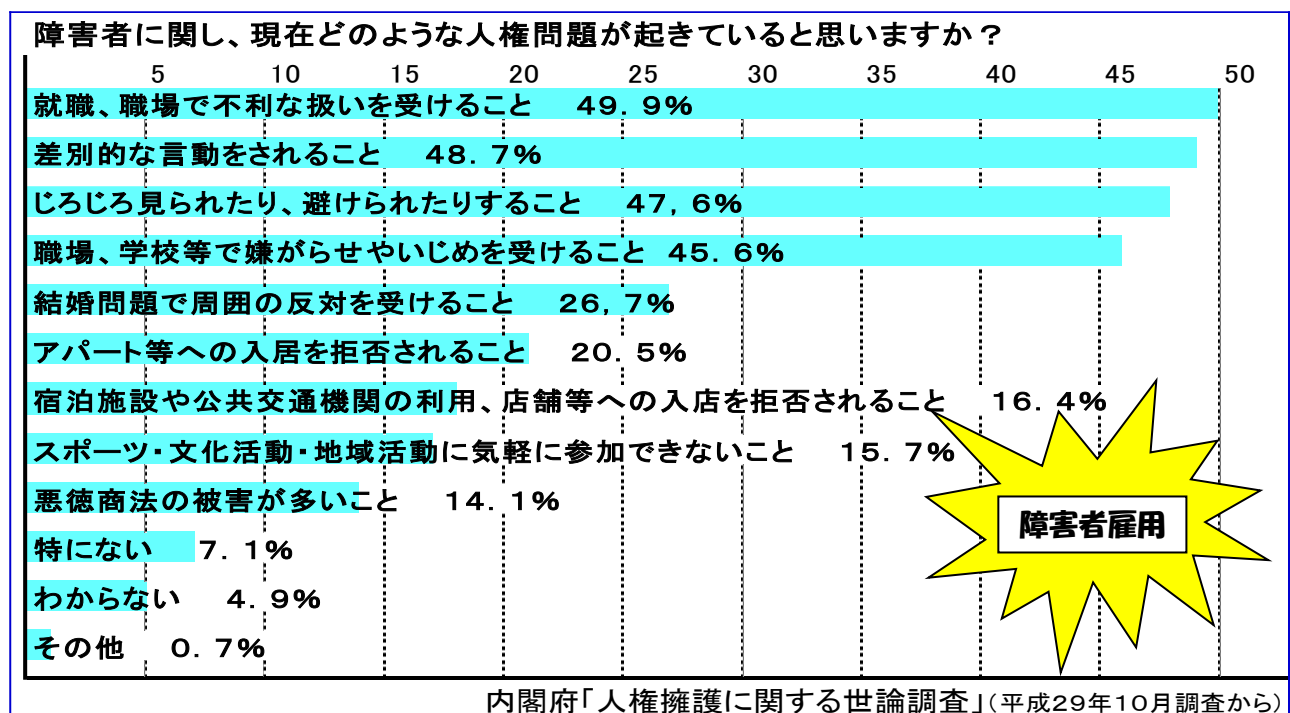
#### (4) 障害のある人の人権

こころのバリア、ありませんか？

#### 現状と課題の解決に向けて

厚生労働省の障害者白書（H30）によれば、身体障害（436.0万人）知的障害（108.2万人）精神障害（392.4万人）の3区分で示され、総計約936.6万人となっています。

社会において、障害者が日常生活や社会生活を送る上で、物理的バリア（施設設備）や社会的バリア（法令・制度）、文化・情報面のバリア（文化・慣習、情報）、意識上のバリア（人の観念、偏見や無理解・無関心）のいわゆる「心のバリア」などの社会的障壁（バリア）が存在しています。また、養護者や障害者福祉施設従事者等からの障害者虐待も起きており、障害者の命を奪う凶悪な犯罪も発生しています。



平成23年8月には、障害者基本法が改正されるとともに、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。障害者の人権を守るとともに、完全参加と平等を目指し、バリアを取り除くバリアフリーの社会、最初からバリアを作らないユニバーサルデザイン・ユニバーサルサービスの社会、障害のある人もない人も地域で生活が送れるような条件を整え、共に生きることがノーマルな社会であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づく共生社会の実現が求められています。

☆ 障害者差別解消法 平成28（2016）年4月施行

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

内容としては、「不当な差別的な取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供、そして「環境の整備」の努力などが示されています。



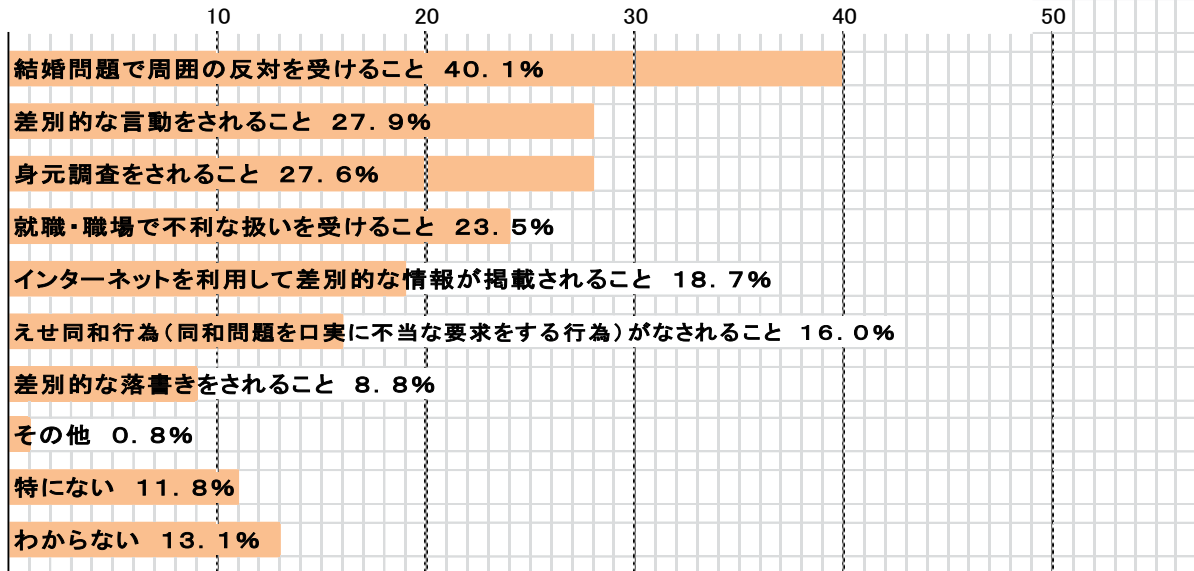
## (5) 同和問題

差別意識の解消が必要です！

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由に差別を受ける。

### ① 同和問題の現状

部落差別等の同和問題に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」 平成29年10月調査

現在、同和問題に関して、人々の意識や観念のうちに潜在する心理的差別があります。具体的には、次のようなものがあります。

- 封建的身分の差別呼称を用いて侮蔑する。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込む。
- いわれのない偏見により交際や就職、結婚などを拒む。
- 宅地建物取引の際、取扱業者に同和地区の存在等について問い合わせる。
- 不正に戸籍謄本や住民票を取得し、差別に繋がる身元調査を行う。など

大阪府立大学人権問題研究センター特任准教授の齋藤直子氏は、「同和問題は、就職や結婚といった人生の転機において顕現する。これらは「就職差別」「結婚差別」と言われ、同和問題の解決における重要な問題であると捉えられている。採用や結婚の際、興信所や探偵社などを通じて、相手の出身地や家柄などをさぐる「身元調べ」は驚くべきことに、いまだにビジネスとして成立している。」と述べています。また「2011年11月に発覚した司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）などがある。この事件は、不正請求された1万件におよぶ戸籍謄本等から得られた情報や、携帯電話会社などの社員から提供された個人情報や、身元調査等に利用されていた。不正に取得された戸籍謄本等のうち半分程度が部落出身者かどうかの身元調査に利用されている。」と述べています。

※対策として市町村は「本人通知制度」を導入する。

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、企業・行政機関等に高額な書籍を売りつけるなど、不当な要求をする行為をいいます。同和問題を正しく理解し、毅然として態度で「えせ同和行為」に対処する必要があります。

具体的には、下記のような調査結果が報告されています。

○不当な要求の種類・・・「機関紙・図書等物品の強要」が最も高い	(74,0%)
続いて「寄付金、賛助金の強要」などがある。	(12,3%)
○要求の手口・・・「執拗に電話をかけてくる」が最も高い。	(55,4%)
○要求の口実・・・「同和問題の知識(認識・研修)の不足」が最も高い。	(39,2%)

法務省委託事業「平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」平成26年1月実施 から

## ネットにまかれた差別の種

一般新聞全国版掲載記事（R1/5/5）抜粋

東海地方の20代女性が両親に結婚相手を紹介したのは、昨年末のことだ。家族のお祝いムードは、父親のネット検索で一変した。

「〇〇は部落」

相手の住所が被差別部落の地区だとされていた。「娘がっらい目に遭うかもしれない」と父親に結婚を反対されたと、女性は住んでいる自治体に相談した。

娘を差別に巻き込みたくないという「親心」が父親を差別する側に変え、かえって女性を苦しめることになった。

## 「長女の保育園探し」

新聞記者になり、赴任した先々で部落差別に出会った。(中略)日常生活の中で部落差別に直面する出来事もあった。

育休中、長女の保育園を探していた私は、区役所で保育園の空き状況を尋ねた。担当者は地図を指しながら「このあたりは比較的にしやすいですよ」と答えた。

この地域には古くから皮革産業がある。付近の住民が部落にある保育園を避けているのだと悟った。部落差別がいまも存在していることを肌で感じた瞬間だった。

一般新聞社文化部記者の話

## 見えにくい部落差別

## ② 同和問題の認識（正しい理解と認識を）

### ア 同和問題の本質

同和対策審議会答申（昭和40年8月11日）では、

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

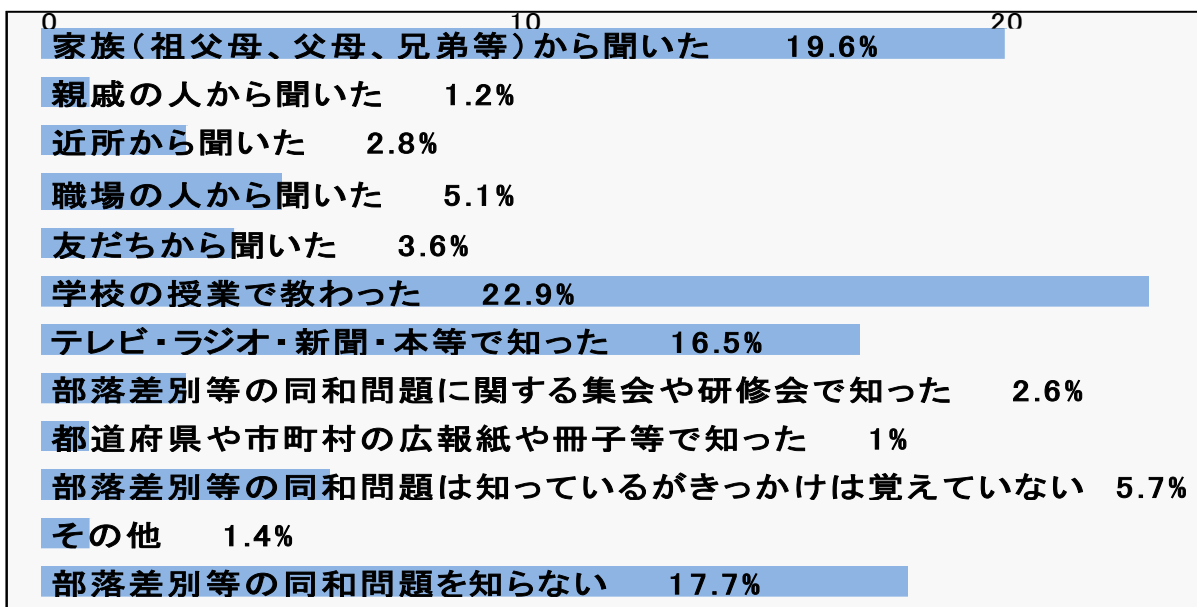
世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分差別をうける少数集団の問題である。同和地区は中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

と述べられています。

### イ 同和問題の認知

Q 部落差別等の同和問題について、初めて知ったきっかけは。



※ 1つ選択

内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月調査

Q 部落差別等の同和問題について、初めて知ったきっかけは。(年代別集計)

	家族から聞いた	親戚の人から聞いた	近所から聞いた	職場の人から聞いた	友だちから聞いた	学校の授業で教わった	新聞や本等で知った	集会や研修会で知った	広報誌冊子等で知った	覚えていない	その他	知らない
20歳代	11.9	0	0.8	1.6	0	37.3	15.9	0	0	1.6	0.8	30.2
30歳代	12.1	1.4	0.5	2.4	1	39.1	14.5	1	0	4.3	1	22.7
40歳代	14.8	1.7	1	4.7	3.7	35.0	17.8	1.3	0.7	3.4	0.7	15.2
50歳代	22.7	0	2.3	5.5	2.9	28.9	13.3	2.6	1	6.2	0.3	14.3
60歳代	23.0	1.7	2.7	6.2	5.2	12.9	17.6	5.2	1.5	5.9	1	17.1
70歳代	23.3	1.4	6.5	6.3	4.8	7.2	18.0	2.4	1.4	8.9	3.4	16.3

※ 質問事項は一部省略、前図の質問事項を参照。数字は%。

③ 同和問題の解決に向けて

同和対策審議会答申の「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。(中略)その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との認識に立って、同和問題の解決に向けた行政的諸施策が推進されました。

ア 解決に向けた経緯

- 同和対策審議会答申 《昭和 40 (1965) 年》 → 国の責務、国民的課題
- 同和対策事業特別措置法 《昭和 44 (1969) 年》
  - 同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など
- 地域改善対策特別措置法 《昭和 57 (1982) 年》
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
  - 《昭和 62 (1987) 年》 → 平成 14 年 3 月総務大臣談話(同和対策に係る最終の特別法) → 心理的差別の解消を図る重要性を指摘
- 同和地区実態調査の実施 《平成 5 (1993) 年》
  - 3 回の特別対策法により、実態的差別の解消についてはほぼ達成
  - 差別意識の解消についても教育・啓発に創意工夫しながら推進
- 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画 《平成 9 (1997) 年》
  - 同和問題を人権問題の重要な柱として捉え・・・
- 人権擁護推進審議会答申 《平成 11 年 (1999) 年》
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」 《平成 14 (2002) 年》
  - 同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、推進・・・
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」 《平成 28 (2016) 年 12 月》

## 部落差別解消推進法の背景と意義

平成28年12月16日公布・施行

### 1 背景

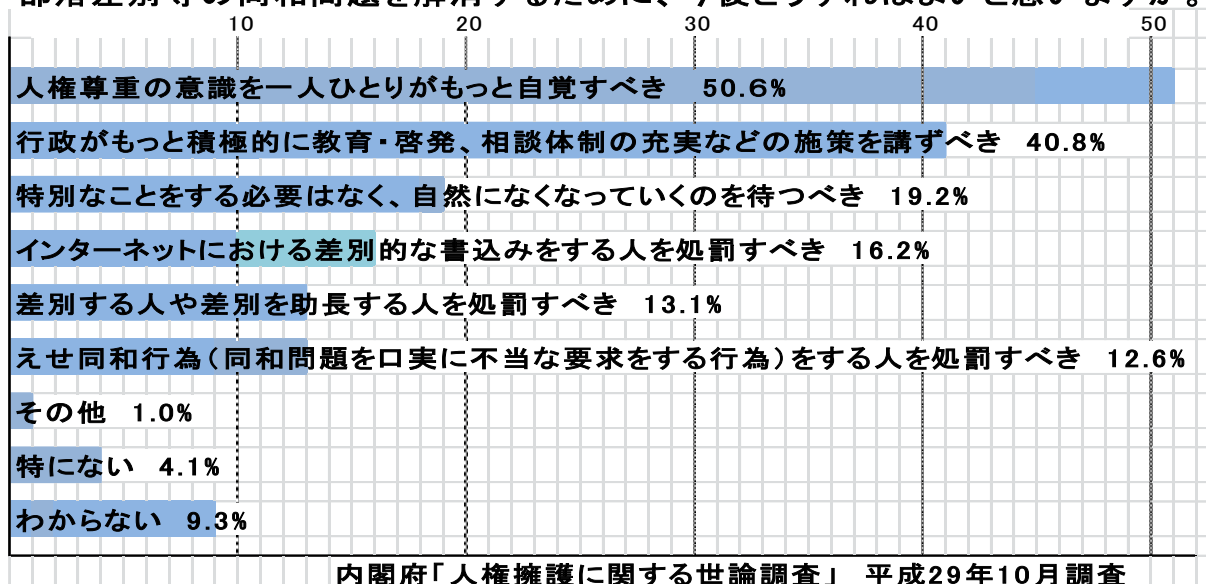
- (1) これまでの人権確立に向けた法制度を求める広範囲な運動の蓄積
- (2) 国際的な人権運動と連動した差別解消法制定の社会運動の進展
- (3) 悪質な身元調査事件
  - ・興信所と行政書士（司法書士）が結託した身元調査差別事件
  - ・元弁護士、司法書士による戸籍情報取得事件（プライム事件）
- (4) インターネット上の差別書き込みの多発
- (5) 「全国部落調査復刻版出版事件」に見られる差別の扇動

### 2 意義

- (1) 法制定そのものの大きな効果
- (2) 現在もなお「部落差別が現存する」ことを明確にした。  
→公的文書で初めて「部落差別」が明文化された。
- (3) 部落差別の解消に関して、国と地方公共団体の責務を定めた。
- (4) 地域の実情に応じた、部落差別に関する相談体制の充実
- (5) 地域の実情に応じ、部落差別解消のための教育及び啓発を行う。
- (6) 部落差別の実態に係る調査を行う。
  - 恒久法であること（時限立法ではない。）

## イ 解決に向けた取組

部落差別等の同和問題を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。



## ウ 職員（公務員）として適切な対応を

公務員は、人権尊重の理念に基づいて職務を遂行しなければなりません。また、行政職員は、地域住民の声に耳を傾け、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう求められています。

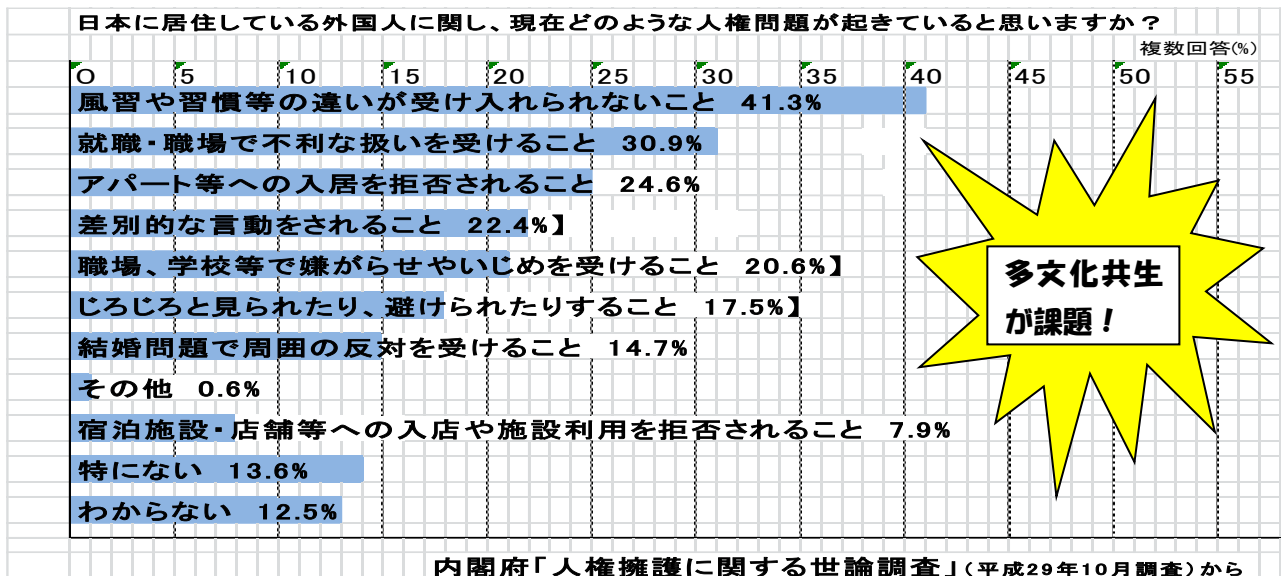
差別的な言動や振る舞いなどがあつた場合には、それを容認することなく、いち早く気付くことが大切です。部落差別は許されないとの認識をもち、職員自らの問題としてとらえて、公務員としての適切な対応をしていかなければなりません。

**(6) 外国人の人権**

外国人というだけで、態度をかえたり差別しないで！

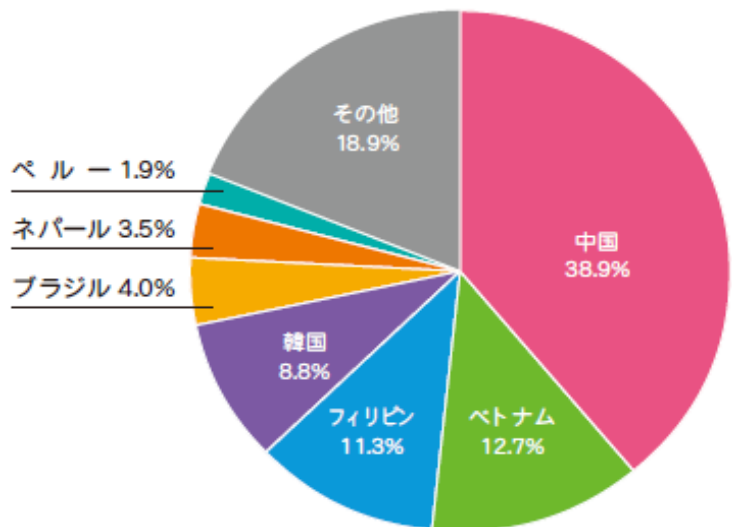
**現状と課題の解決に向けて**

国際化が急速に進展する中で、令和元年6月末現在、在留外国人は、282万9,416人で前年末に比べ9万8,323人(3.6%)増加しています。国籍も多岐にわたり、言語や宗教、日常の生活習慣等も相違するため、就職・職場での不利な扱いやアパート等への入居拒否など、様々な外国人の人権を守れない状況が起きています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動があり、大きな社会問題となっています。こうした言動の解消に向けた取組を推進するために、平成28年6月にヘイトスピーチ解消法が施行され、差別的言動の解消に向けた取り組みを推進しています。令和元年より新たな在留資格「特定技能」を創設し、最大34万5千人(5年間)の外国人労働者の受け入れを見込んでいます。



**埼玉県内の国籍別在留外国人数 (平成30年12月末日現在)**

順位	国籍名	人数(人)
1	中国	70,384
2	ベトナム	22,912
3	フィリピン	20,410
4	韓国	15,960
5	ブラジル	7,283
6	ネパール	6,282
7	ペルー	3,466
	その他	34,065
	合計	180,762



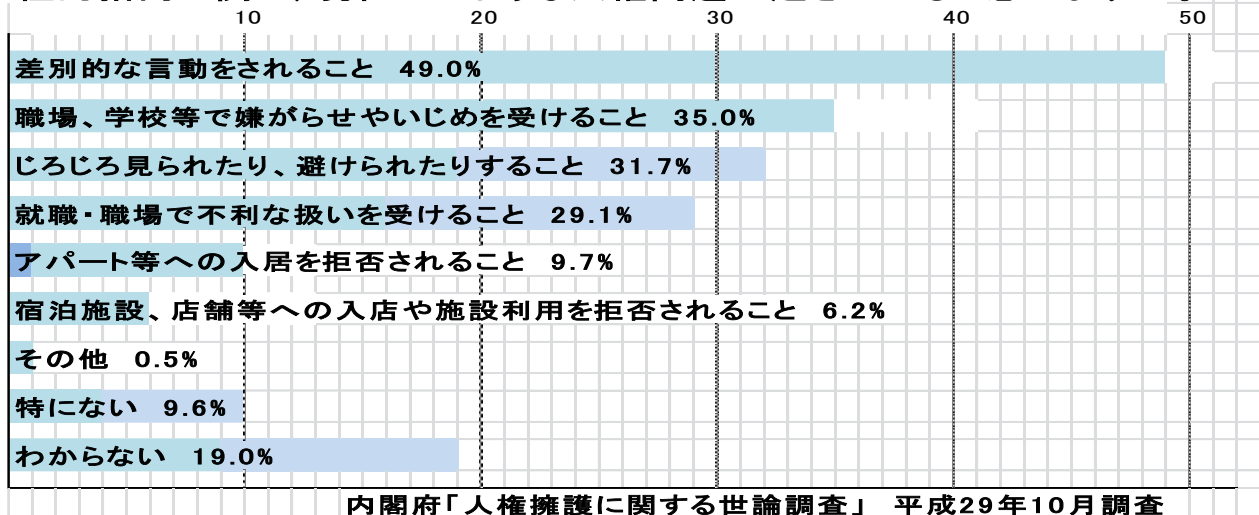
## (7) 性的少数者の人権

性のあり方は様々です！偏見や差別をしないで！

### 現状と課題の解決に向けて

最近、LGBTとも言われ、これは、L（レズビアン：女性同性愛者）G（ゲイ：男性同性愛者）B（バイセクシュアル：両性愛者）T（トランスジェンダー：身体の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったものです。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、多くの人々は、性自認（心の性）と生物学的な性（身体の性）が一致していますが、この両者が一致しないため、違和感を覚えたり、身体の手術を通じて性の適合を望む人もいます。そして、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

### 性的指向に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。



### 性的指向

好きになる性

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言います。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

### 性自認

心の性

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「心の性」と呼ばれることもあります。

**大切なこと** 相談などされることがあれば、それはあなたを信頼してのことです。しっかり本人の気持ちを聴くとともに、他の人に話さないようにしましょう。どうしてほしいかは人によって違います。「困ったことがあれば支えるよ」という姿勢が大切です。

## (8) 人権課題全体を見て

- |             |                     |                 |
|-------------|---------------------|-----------------|
| ①女性<br>(男性) | ④障害のある人             | ⑨アイヌの人々の人権      |
| ②子ども        | ⑤同和問題               | ⑩インターネットによる人権侵害 |
| ③高齢者        | ⑥外国人                | ⑪北朝鮮当局による拉致問題   |
|             | ⑦HIV感染者<br>ハンセン病患者等 | ⑫災害時における人権への配慮  |
|             | ⑧犯罪被害者やその家族         | ⑬性的少数者          |
|             |                     | ⑭様々な人権問題        |

国や埼玉県では、上記 14 項目を人権課題として、その解決を図るために、地域社会・学校・家庭・職場等で人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

人権問題は、いつもはなかなか考える機会もなく、守られているのがあたりまえと思いがちですが、世の中には、固定観念や先入観に同調し、偏見を持ち、『人権』を踏みにじる行為がいろいろなところに存在しています。

人権課題を考えるにあたって、①～③は、自分の問題として捉えやすい課題です。たとえば、「女のくせに」、「男のくせに」、「子どものくせに」「年寄りのくせ」などと言われると、誰でも「嫌な思い」をすると思います。私たち誰でもが、生きていくうえで通過する（経験する）問題です。

それ以外の人権課題も、自分の問題として考えられるようになることが、人権教育であり人権啓発のそのものであると考えられています。

### 私たちにできる（考えて行く）ことは、

正しい理解と知識を身に付けるとともに、他の人の「人権」も自分の問題として捉え、自分に何ができるかを考え、具体的な行動に繋げることです。

## 3 人権問題を解決するために

### (1) 人権を尊重する社会の実現は、家庭から

#### ① 一人ひとりが人権を守る意識を

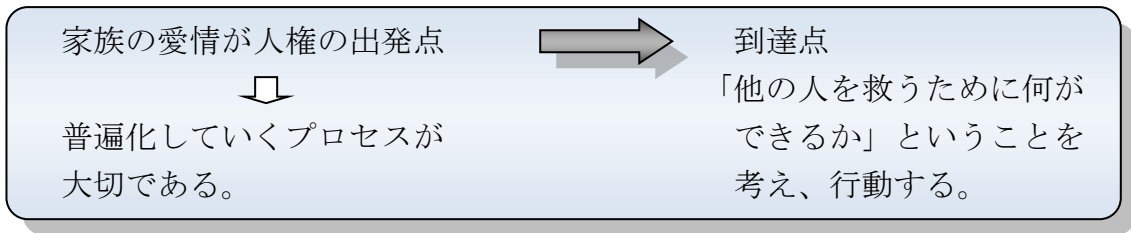
- ・ 人権を保障するために、法整備を要求したりすることも大切であるが、人権が守れているという状況が日常的にあるということ。
- ・ 社会の中の一人ひとりが、自分の人権が守られていると同時に、他の人の人権を大切にしているということ。

#### ② 人権問題は日常の中にある

- ・ 私たちの日常生活の中に、人権に関わるものがたくさんある。
- ・ 人権には関係がないという人たちも、実は人権問題に直面している。自分が加害者である場合は気付かない。自分が被害者になって初めて「ハッ」と気付く。



### ③ 家族の愛情が人権の出発点



人権啓発・教育は、もともと誰もが持っている家族の愛情を大事にすることから始まる。そこから目を広げて、自分の周りの人のことを考える。あるいは自分のそばにいない人でも、苦しんでいる人のことを考えられるように広げていくこと。

(公財) 人権教育啓発推進センター  
理事長 横田 洋三

## (2) 人権尊重社会の実現を目指して

### 埼玉県の人権施策

#### ① 基本理念

「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」

ア 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的権利です。一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

イ 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

ウ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

(「(改定) 埼玉県人権施策推進指針」平成 24 年 3 月 より)

② 具体的な意識啓発のための集中啓発期間

ア 人権尊重社会をめざす県民運動

強調月間…10月1日～10月31日までの1ヶ月間

・「ヒューマンフェスタ 2020in さいたま」

令和2年10月24日(土) 於：~~さいたま市文化センター~~ 中止

イ 人権尊重社会をめざす県民運動

強調週間…12月4日～12月10日までの1週間

・人権週間イベント「ヒューマン スクウェア」

令和2年12月5日(土) 於：~~モラージュ菖蒲~~ 実施未定

③ 相談・支援機関等

**みんなの人権110番**

☎ 0570-003-110

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題等  
人権関係全般について、最寄りの法務局・地方法務  
局へ繋がります。

**虐待相談**

☎ 189 (いちはやく)

24時間受け付ける児童相談所(児相)の全国共  
通ダイヤルです。

☎ #7171 (ないない)

埼玉県虐待通報ダイヤルです。

**埼玉県男女共同参画推進センター**

**相談専用**

☎ 048-600-3800

家族、夫婦、DV、人間関係など、様々な相談を  
お受けしています。

おわりに

**「気付き」「理解」から「行動」へ**